

自動車乗入口設置基準

※ 愛知県の自動車乗入口設置工事申請書作成の手引きも参考にしてください。

(1) 原則として乗入口の設置を禁止する場所

道路交通法第44条各号に規定されている箇所及びその他道路交通、歩行者及び自転車交通に支障を与える恐れのある場所の乗入口の設置は禁止する。ただし乗入口の設置が真にやむを得ない場合、所轄警察署長との間で協議がまとまった場合は、その限りではない。

例：交差点、横断歩道の前後5m、踏切の前後10m など

(2) 設置箇所数

一施設一箇所。ただし、ガソリンスタンド、駐車場、店舗などで自動車の乗り入れが多い箇所またはその他やむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(3) 乗入口の設置角度

自動車乗入口の設置角度は、道路中心線に対し直角に設置することを原則とする。

(4) 植樹帯

新設乗入口に重なる場合は樹木を移植し、植樹帯を撤去する。なお、樹木自体は公園緑地課管理のため、公園緑地課と協議上で造園等の専門業者にて移植工事を施工すること。

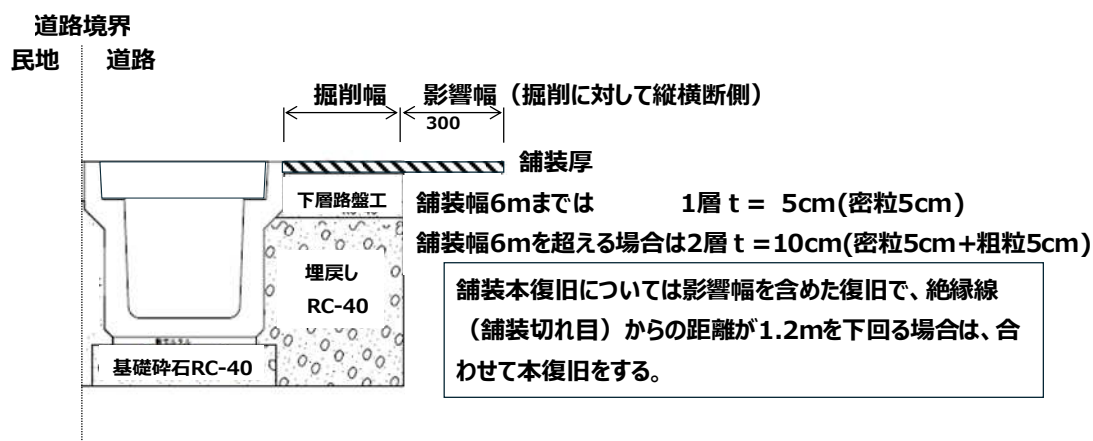
(5) 側溝

乗入口に側溝がある場合、側溝の補強(コンクリート10cm)を施工する、もしくはPU3側溝等に布設換え(歩道部のPU2側溝の場合も布設換えが必要)するものとし、蓋は2種(T-14以上)蓋に変更し、5mに1枚はグレーチング(T-14以上・細目・ノンスリップタイプ)を設置すること。

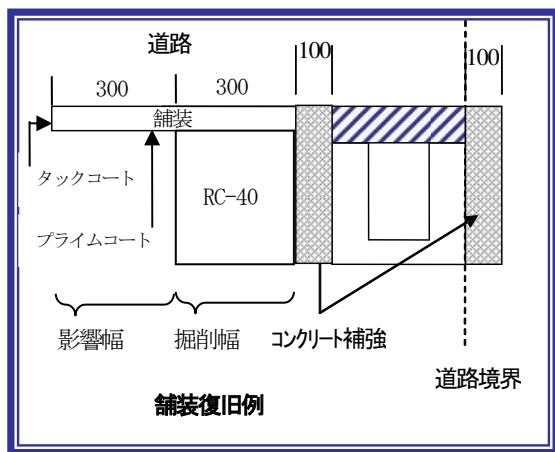
またC型の場合は大型車による蓋の損傷が予想されるので、スリット付の円形水路等、蓋のない側溝を使用するものとする。

ただし、B型で大型車による乗入れが想定される場合は、スリット付きの円形水路等、蓋のない側溝を使用するものとする。¹

通水断面は既設側溝の9割以上を確保する、確保できない場合はグレーチング+補強コンクリート等で対応する。



¹ この基準は令和8年8月1日以降開始の工事について適用するものとする。



(6) 乗入れ設置幅と舗装構成（拡幅等をする場合も各舗装構成を遵守すること。）

	乗入幅		舗装構成			
	フラット式・セミフラット・マウントアップ式（すり付け）	マウントアップ式（ブロック巻込み）	アスファルト舗装		セメントコンクリート舗装	
A 型（乗用車・小型貨物自動車）	乗入幅 3.0m [開口部 4.2m]	4.0m	密粒アスコン	50mm	セメントコンクリート	150mm
			クラッシャーラン	250mm	クラッシャーラン	100mm
B 型 （普通貨物自動車用 6.5 t 積以下）	乗入幅 6.0m [開口部 7.2m]	7.0m	密粒アスコン	50mm	セメントコンクリート	200mm
			粗粒アスコン	50mm	クラッシャーラン	200mm
			クラッシャーラン	250mm		
C 型 （大型・中型貨物自動車 6.5t 積をこえるもの）	乗入幅 10.8m 以下 [開口部 12m 以下]	12.0m 以下	密粒アスコン	50mm	セメントコンクリート	250mm
			粗粒アスコン	50mm	クラッシャーラン	250mm
			粗粒アスコン	50mm		
			クラッシャーラン	300mm		
備考	B，C 型については軌跡図により必要幅を算出		・ 路盤は再生クラッシャーラン（RC-40）もしくはクラッシャーラン（C-40）			
			・ 生コンクリートの強度は $\sigma 28=21\text{N/mm}^2$ 以上			

(7) その他

一般住宅等で 4 台以上の差込駐車は認めていないため、敷地形状や工事計画を元に窓口でご相談ください。

¹ この基準は令和 8 年 8 月 1 日以降開始の工事について適用するものとする。

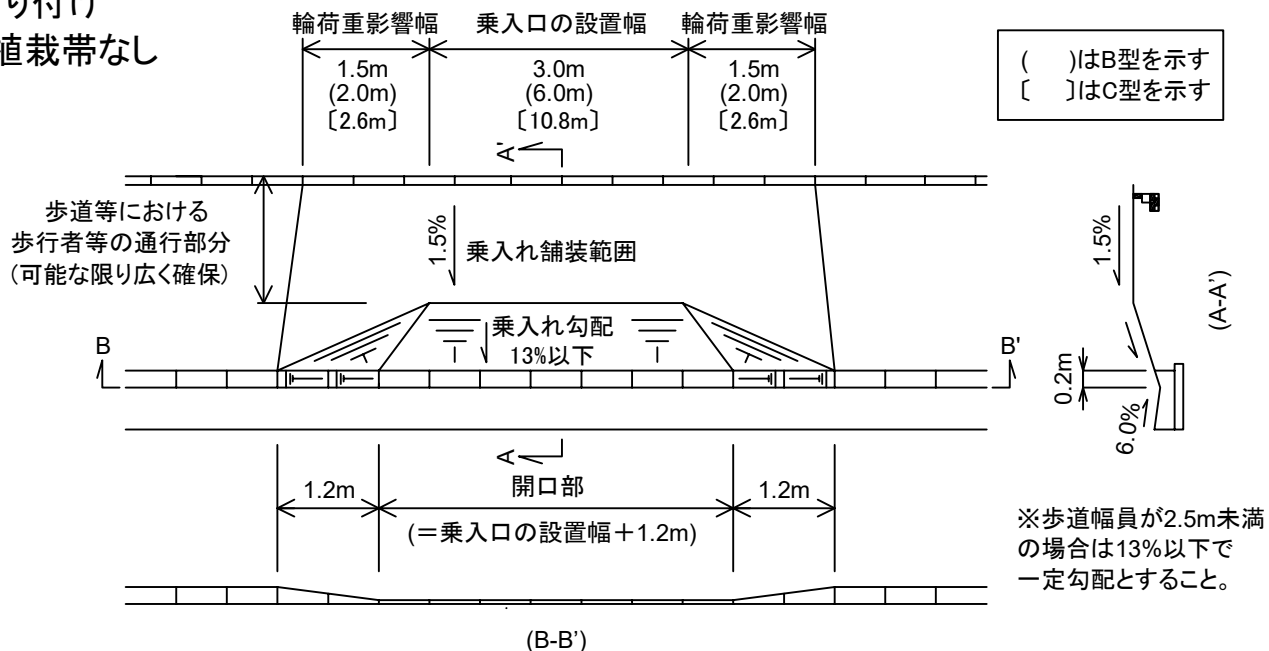
a)マウントアップ式

愛知県尾張建設事務所作成「自動車乗入口設置工事申請書作成の手引き」より抜粋

標準図

1)すり付け

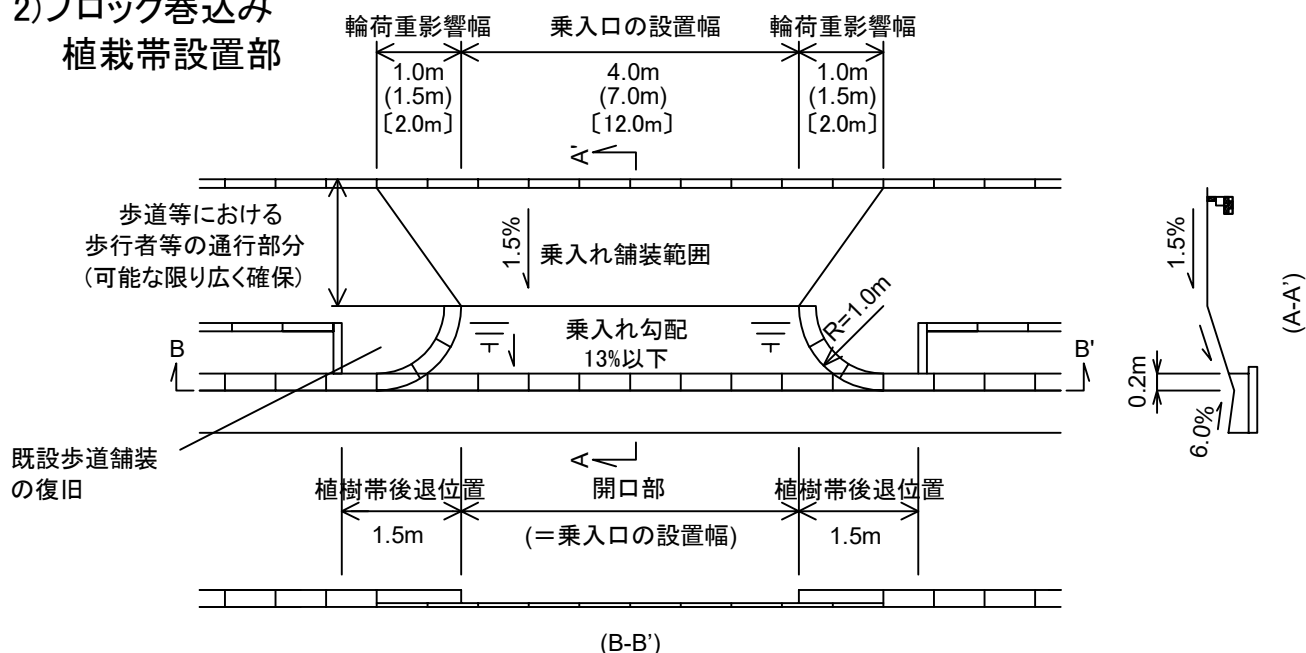
植栽帯なし



a)マウントアップ式

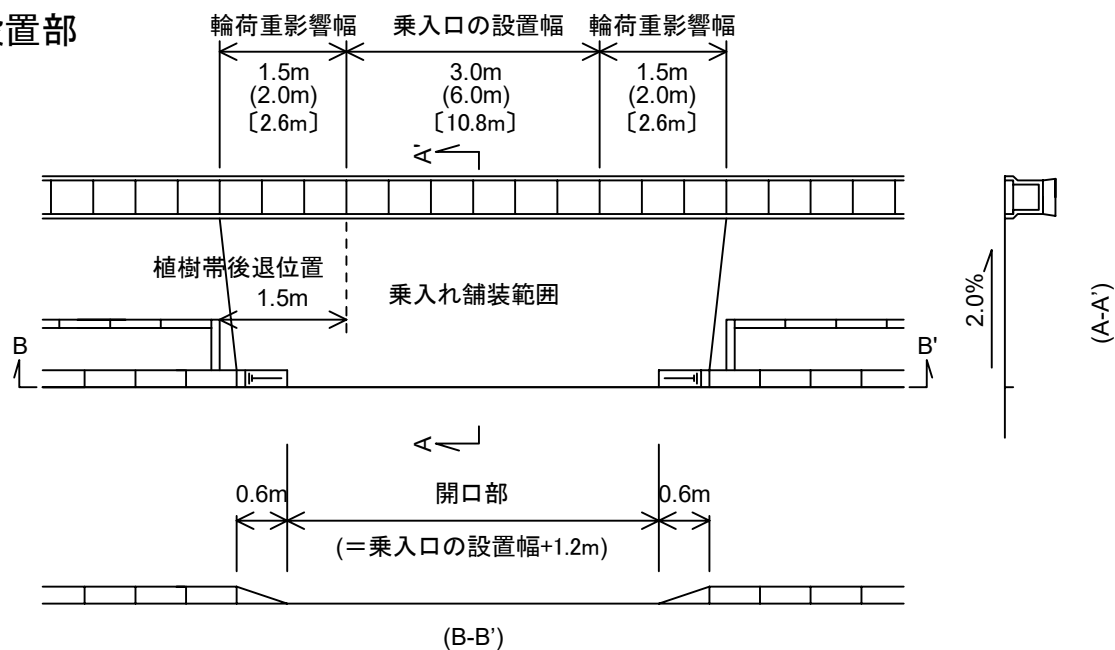
2)ブロック巻込み

植栽帯設置部

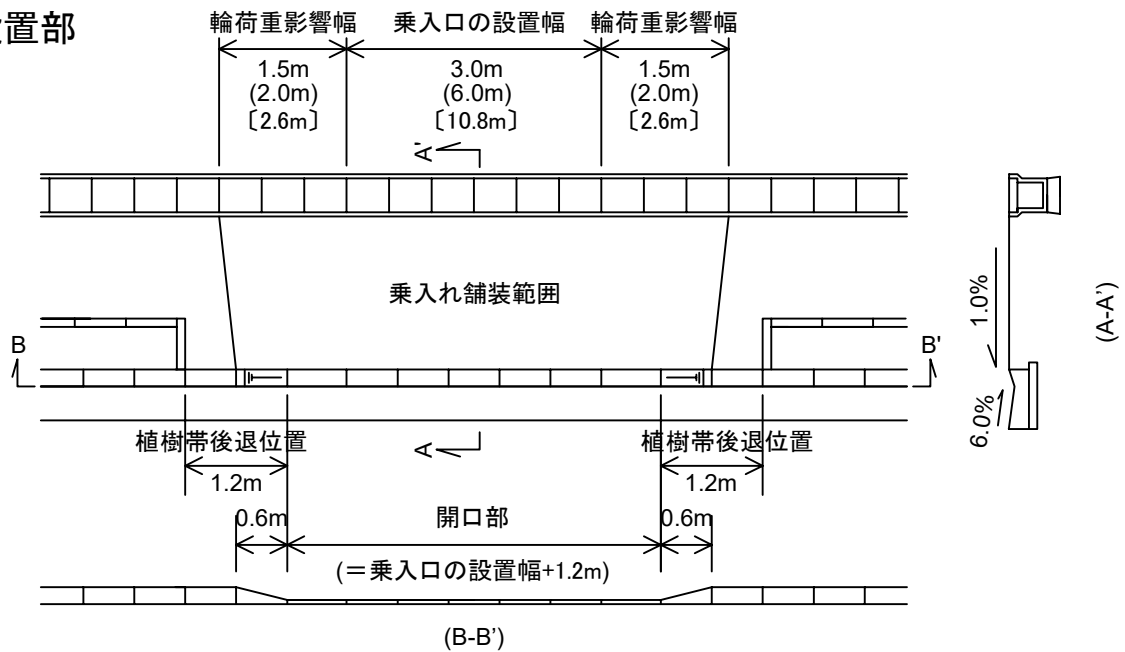


b)フラット式

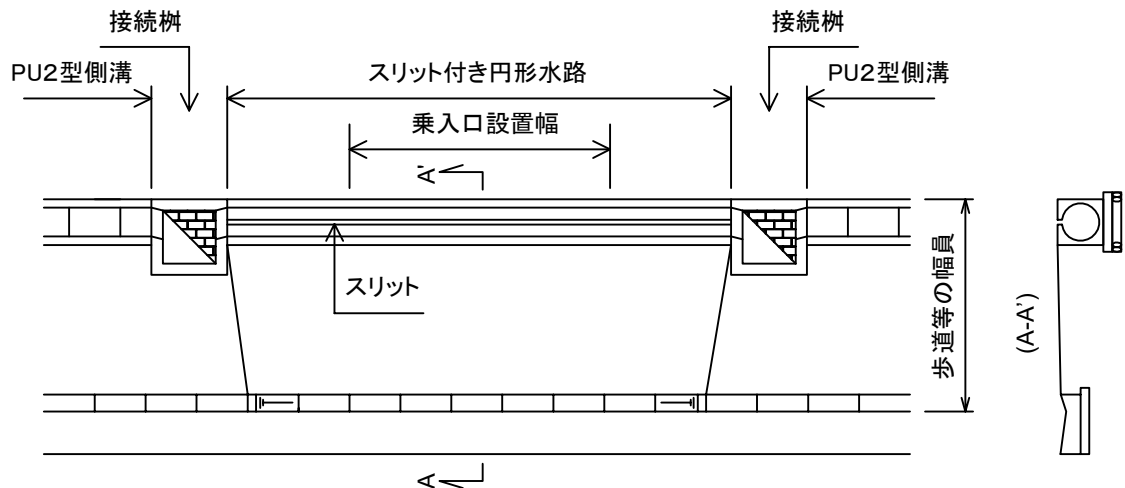
植栽帯設置部



c)セミフラット式
植栽帯設置部



◆B型(大型車)及びC型乗入口の側溝対応について



B型(大型車)及びC型乗入口の側溝は、左図のようなスリット付の円形水路(T-25横断用)等、蓋の無いものを使用する。

接続樹のグレーチング樹蓋は、T-25の細目・四方ボルト固定とする。